

縁(ゆかり)通信

(女性とシニアに役立つ情報をお伝えします)

5月さわやかな「皐月」今年のゴールデンウィークは観光地も賑わいを取り戻したようですね♪

キーワード『LINE も相続に！』

デジタル遺品は要注意！(その2)

(前回までのあらすじ)スマホを解約しようと思ったが、中身を確認せずに解約すると後から困ることもあ
ると知り、さて何から確認すれば良いのか?と思案する秋子だった……

ピンポン……

由花里「この前は、時間がなくて途中でごめんね～📞」

秋子「色々調べたりする時間も必要だから、急がないでやるから大丈夫！ありがとう」

由花里「お母さんのスマホの解約は、①他の相続人の合意を取ること②中身を確認してから解約すること…まで話したよね、それで今日は中身の確認を詳しくやっこう。

そういえば、お母さんはLINEやっていた？」

秋子「よろしくね。母はLINEやっていたよ、私とのやり取りはいつもLINEだったし、たまに
LINE Payから送金してくれたこともあったよ、エヘッ」

由花里「LINE Pay もやっていたんだ!?残高あるのかな、相続になるかもしれないね。」

秋子「うん、それと思い出したのだけれどスマホで映画とか観ていたと思って…」

多分 Amazon プライムビデオかも??」

由花里「おやおや、なんだか他にも出て来そうだね、まずは LINE から始めるよ。」

秋子「LINE って相続と関係あるの? 母の LINE 残せるなら、残しておきたいな」



自分が普段使っている LINE が、相続に関係あるとは想像もしていなかった秋子だった…

スマホで使うのは電話と LINE という方も多いのではないのでしょうか？

今回は『LINE』に絞って進めていきますね。

①LINE は残しておける? 引き継げる?

秋子「考えたら LINE は母とのやり取りの記録だから残したいな、私が引き継げないのかな？」

由花里「お母さんとのやり取りは大切な思い出の一つだから、残しておきたいと思うよね……

LINE では、亡くなった場合の手続きについて、こう言ってるの」

LINE アカウントは、そのアカウントを作成されたご本人に限りご利用いただけるものです。そのため、ご遺族であっても故人のアカウントを引き継ぐことはできません。亡くなったご家族のアカウントの削除をご希望される場合は、お問合せフォームよりお問合せください。利用者が亡くなった場合の手続きは必須ではありません。

（LINE セーフティーセンター「故人のアカウントを閉鎖する」より引用

秋子「うーん、分かったような分からないような💡引き継ぐことはできないけど、残しておいてもいいよってことだね？」

由花里「確かにそうなんだけど、お母さんのスマホは解約する予定だね？LINE のアカウントは電話番号で登録しているから、電話番号が無くなると別の誰かの電話番号になる可能性があるから、別の人がLINE を登録した時に、お母さんのLINE は消えてしまうことになるよ。



それに電話を解約しなくても、LINE は本人しか利用できない決まりなので、そのまま残しておくこともできないのよ。」



秋子「ショック😱じゃあ、もう残すことはできないんだね。。」

由花里「お母さんとのやり取りを(※)スクリーンショットしておくのはどう？」(※スマホ等の画面を画像として保存する機能のこと)

秋子「そうか！なるほどね、そうしてみるわ♪」

②〇〇Pay は相続の対象になる？

秋子「さっき LINE Pay が相続とか言っていたのは、どういうことなの？」

由花里「LINE Pay 等の決済マネーは、最近相続できることが多くなってきたの。LINE Pay は最高100万円まで入れておけるから、残高によっては無視できない。振込手数料は引かれるけれど、相続人の口座に振り込んでくれるようになったよ。」



秋子「それは確認しないと、損しちゃうね！」

最近増えてきた電子(決済)マネーには、相続できるものが増えてきましたが、中には未だに没収されるものもあるため(例 nanaco)やはりどこかの年齢で解約を検討する必要があるかもしれません。

【編集後記】

北海道は今が最高に良い季節🌟のハズなのに、桜は4月に散り、突然雪が降って震え、暑くて窓を開けたら黄砂がすごい…なんてことに悩まされています。この時期はいつも「去年は何着ていたかな？」と悩みますが、今年は特に体形的に着る服が無くて悩みます(笑)痩せるぞー！

発行 行政書士 塩崎由花里事務所

所在地 〒003-0029 北海道札幌市白石区平和通2丁目北1番9号

電話番号 090-8279-6075 011-595-8178 FAX 番号 011-595-8179

お問合せメールアドレス info@shiozakiyuari.com HP <https://shiozakiyukari.com/>

遺言書の書き方が知りたい・相続の手続きは誰に頼めば良いのか分からない

忙しくて時間がない！ そんな女性とシニアの悩みを解決します！